

監査の結果	措置の状況
<p>3 臨海土地整備事業費のうち工事請負費について</p> <p>八) 指名業者のランクについて</p> <p>予定金額のランク毎に施工できる業者が決めるため、ランクの決定は、公正・透明に行われる必要があると思われるが、現在、経営事項審査の点数のみが公開され、その他については非公開とされている。主観点数值の算定要領は内部的に決裁されており、その点数の決定も内部で決裁されているとのことであったが、非公開とのことであった、</p> <p>ランク決定過程の情報公開は、業者の技術力、経営力の改善目標を明確化することにもつながることから、今後の課題になるものと思われる。</p>	<p>【措置済（H15.6.10 通知）】</p> <p>指名業者のランク決定過程の情報公開については、平成 15 年 2 月に「福岡市工事競争入札参加等級格付け要領」を制定し、公表を行った。</p>
<p>完全競争による入札を実施するため、予定価格の事前価格の事前公表を始め、福岡市においても種々の努力がされているところではあるが、入札方法の改善、指名業者数の増加、指名業者選定方法の透明度向上、談合発覚時の損害賠償の導入等により、さらに公正な競争による入札が実施される体制づくりが求められていると考える。</p>	<p>【措置済（H14.6.25 通知）】</p> <p>公正な競争による入札が実施される体制づくりについては、予定価格の事前公表、指名業者数の倍増、談合等不正行為に対する賠償金の明記、現場説明会の廃止、公募型指名競争入札の拡大、指名理由等の公表、入札及び契約過程に関する苦情処理方策の策定などを行った。</p>
<p>8 未処分土地の利用状況</p> <p>平成 12 年 8 月現在、管理埋立地のうち地行・百道地区の土地においては 22 筆、51,173 m<sup>2</sup>のうち 15 筆、17,343 m<sup>2</sup>が未利用地となっている。（中略）また、港湾局が所管している土地のなかで、地行・百道地区以外の主な未利用地として、箱崎・須崎ふ頭地区に 2 箇所があげられる。2 箇所の合計でおよそ 11,600 m<sup>2</sup>の面積となる。（中略）これらは、次の意見の項目で記載しているとおり、かなりの広さ・金額に達している。公共的な用途に使用見込みがあるか</p>	<p>【措置済（H14.6.25 通知）】</p> <p>地行・百道地区の土地の公共用途への使用見込みについては、道路整備事業の代替地、都市公園予定地として今後も確保していく等の使用見込みを確認した。一方、保育所用地については住宅用地としての活用を図ることとした。</p> <p>箱崎・須崎地区の土地の公共用途への使用見込みについては、既に道路や野積場として公共的に使用しているものほか、現在のところ公共的な使用の見込みのないものについては一部貸付などに</p>

<p>早急に検討する必要があると思われる。</p>	<p>よる有効利用を図った。</p>
<p>土地の処分については昨今の需給バランスの関係等から短期間で行うとすれば困難であろう。一方で土地を貸付けるということは比較的、実施可能と考えられ、貸付により有効利用を図るというのは一案としてあげられる。例えば、面積の小さいいわゆるハギレ地にあっても時間貸駐車場用地として活用することが考えられる。特に、地行・百道地区は駐車場に対する需要が多少はあるはずである。</p> <p>(中略) 財政局長通知による市全体の「普通財産の処理方針」にもとでは、普通財産の処分に関して、一定の分類を設け、優先的に公共機関等に処分できるか、競争入札で処分できるか、処分できないのならば貸付が適当か等の判断を行うこととしている。</p> <p>この通知による方針に従いながら有効な利用方法を明らかにすることが望まれる。</p>	<p>【措置済 (H14.6.25 通知)】</p> <p>土地の有効利用については、臨港地区に属する土地は処分の相手先及び用途について制限があることから早急な処分が難しいため、貸付についても検討を行い平成13年4月より新たに須崎ふ頭の一部(約1,600㎡)の貸付を行った。</p>
<p>未利用地の有効、高度利用については市全体として統一的な取扱いが必要と考えられる。</p>	<p>【その他 (H20.7.3 通知)】</p> <p>本市の保有する未利用地については、毎年、全庁的に状況調査を行っており、全庁的視点からの土地の有効活用と不要な土地の処分に努めている。</p> <p>一方、港湾整備事業特別会計上の未処分土地については、その目的、利用計画が異なることからこれらを熟知している所管局でその有効利用を検討することとしている。</p>
<p>10 ふるさと融資に係る転貸資金について</p> <p>市に対する貸付金の回収は順調に行われているものの、事業開始より日が浅く、旅客の利用者が少ないこともあり、採算ベースにのるまではまだまだ時間を要するものと思われる。</p> <p>しかしながら回収については、新生銀行の保証付であることから、直接的に市が</p>	<p>【措置済 (H14.6.25 通知)】</p> <p>貸付先の経営状況については常に把握を行っており、貸付先においては、利用船舶の切替によるコストの抑制や、旅客の利便性の向上のため乗船場所の変更など経営努力を行っている。</p>

<p>回収責任を負うものではないにしても、市がこの航路を誘致した経緯から考えると、全クリスクがないとは言えない。ふるさと融資の所期の目的達成を注意深く見守るとともに、貸付先の経営状況についてもよく把握していく必要があると考える。</p>	
<p>11 博多港国際ターミナル運営に係る損益並びに収支の状況について</p> <p>使用料等の対象部分は、事務所、ホール、会議室等である。</p> <p>特に、ホール・会議室等については現在時間単位で収入から逆算した稼働率は約14%、また、日数ベースで計算した稼働率は約28%とまだ低く、フル稼働した場合に比べ40百万円～50百万円程度収入が低く計上されていることが収支状況悪化の原因の一つと言える。現在、入居テナント等と協力し結婚式の誘致等を行っているが、更なる利用促進が期待されている</p>	<p>【措置済（H14.6.25通知）】</p> <p>使用料等の対象部分の利用については、平成12年度に、会議室等の利用促進や、定期航路の充実及びクルーズ航路の誘致等による乗降人員の増を図ったことにより、ホール・会議室の利用についても、平成11年度の利用率約28%から平成12年度で約30.4%と増加しており、今後とも、博多港の玄関口として博多港国際ターミナル全体の利用促進に努めることとしている。</p>
<p>現在公共利用部分のコストは、港湾整備事業特別会計の枠組みの中で賄われている。当該、公共利用部分のコストを、簡便的に使用料対象部分の41%/59%として計算すると毎期209,753千円となる。先に述べたとおり、博多港国際ターミナルの社会インフラとしても福岡市への貢献と比較を行うことは技術的に困難であり、意見を差し控えるが、今後新たな投資の際には、事前に当該コストを試算し、投資効果評価の中で議論されることを期待する。</p>	<p>【措置済（H14.6.25通知）】</p> <p>公共投資における公共利用部分のコスト負担については、行政コストや効果の把握を行うため、行政評価などの手法の導入・検討を進めている。</p>
<p>12 外郭団体について</p> <p>(1) 博多港開発(株)・博多港ふ頭について（第3セクターたるH社、F社の間接諸経費の金額算定においては、）通常の一般業者の場合以上に支払金額の算定においては、根拠を明確にしておくことが必要と考える。</p> <p>F社の間接事業費Aについては、再委託の取引の中でF社が利益を出すことも可能な契約になっており、F社の経営努力に</p>	<p>【その他（H20.7.3通知）】</p> <p>委託契約における諸経費については、その業務が広範多岐にわたるため、委託業務全体の内容、委託の規模等を考慮し諸経費率を算出しており、現状の委託契約においては妥当な諸経費率であると考えられるため特段の措置は考えていない。なお、この業務が拡大された場合等はこの諸経費率の見直しが必要となる。</p>

<p>より差益が生じる場合もある。このようなケースについても一律の諸経費を単純な率によって計算することが妥当かは今後の運用の中で再度ご検討頂きたい。</p>	
<p>(4)財団法人港湾海浜管理センターについて</p> <p>職員の人件費は、一般的に在職期間が増すにつれて昇級するため、管理コストの増加に大きく影響する。ここで職員の構成内容が財団の運営にとって最適かについて検討するべきではないか。・・・当該財団のような規模の小さい組織においては、業務全体の支出に照らして相対的に過大な人件費負担は財団の会計に与える影響が大きいため、できる限り職員構成について見直すべきと考える。</p>	<p>【その他（H20.7.3 通知）】</p> <p>財団法人港湾海浜管理センターは、本市が策定した外郭団体改革実行計画（平成16年6月策定）において、平成17年度末を目標に廃止する方向性が示されたことから、平成18年3月31日をもって解散する方針を決定（平成17年11月17日市長決裁）し、財団法人は清算手続を完了した。</p> <p>この決定に基づき、この財団法人が行っていた業務については、平成18年度から、地方自治法第244条の2の規定に基づく指定管理者制度を導入し行わせている。</p>
<p>市全体のその他の休職出向の市職員のありかたについて検討されることが望まれる。</p>	<p>【措置済（H19.6.27 通知）】</p> <p>職員の派遣は、団体の事業執行又は行政運営上必要な場合においてポストごとに行っているものであり、年齢に着目した派遣については対応困難である。職員派遣のあり方については、外郭団体改革の動きと連携をとりながら、検討や見直しを行うこととした。</p>
<p>受託事業にかかる人件費についても、一般会計において処理される人件費とともに見直し、コスト負担関係をより客観的な基準において計算するべきである。</p>	<p>【その他（H20.7.3 通知）】</p> <p>財団法人港湾海浜管理センターは、前述のとおり平成18年3月31日をもって解散した</p>
<p>市のこの他の外郭団体への休職出向者の人件費についても、休職出向者の人件費も把握できるよう別途出向者の状況を明確に把握できるような開示の体制が必要ではないかと考えられる。</p>	<p>【その他（H20.7.3 通知）】</p> <p>平成12年4月に改正された公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、あくまで、派遣職員の給与については当該業務を行う団体が支給することとなっている。他方、外郭団体等への補助金等の支給は、法令等をはじめ交付要綱等に基づき必要性に応じて支出されるものであり、派遣職員の人件費相当分のみをプロパー</p>

	<p>等の他の人件費等と分別して決算書上に記載することは困難である。</p> <p>なお、団体の人件費等のコストや団体への市費負担の状況など、外郭団体の経営状況の把握や公表については、逐次、改善を進めており、今後更に団体の平均給与額の公表を行う予定である。</p>
--	--

**包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見**

意見	市の見解
<p>第2 施設使用料に対応する原価について</p> <p>財政状態及び経営成績の把握は、財政基盤を強化するうえで必須の条件であるので、企業会計方式を採用して、正確な把握を行うことが望まれる。</p>	<p>福岡市港湾整備事業の、企業会計方式の採用について検討を行ったが、特別会計については、機能施設整備事業及び臨海土地整備事業で区分経理を行っており、一定の経営状態は把握されていること、及び一時的に資金不足が生じた場合でも、港湾整備事業基金を弾力的に活用しながら収支が図られているため、措置を行わない。(H20.7.3通知)</p>
<p>アイランドシティ整備事業について事業評価の必要性</p> <p>アイランドシティ事業等の大規模事業については、公共事業のより効率的な実施のために、事業評価に取り組むことが提案される。この評価にあたっては、資金収支採算面ばかりではなく少子高齢化時代を迎えるにふさわしい福祉、環境等に配慮した街づくりといった視点も考慮に入れるべきである。</p>	<p>アイランドシティ整備事業に関しては、平成16年度に「事業の必要性」や収支シミュレーションによる「事業の採算性」の確認を行った上で、「新しい事業計画」の策定を行い、現在、この計画に沿って着実に事業を推進している。</p> <p>なお、事業推進にあたっては、「ふくおか健康未来都市構想」に基づいて「健康・医療・福祉」の取り組みを進めるとともに、平成15年度策定の「アイランドシティ環境配慮指針」、平成17年度策定の「アイランドシティ・デザインガイドライン」に従って、市民・事業者・行政が共働して環境に配慮したまちづくりを進めている。</p> <p>【措置済(H18.8.31通知)】</p>
<p>第5 港湾関連外郭団体の子会社(株)西福岡マリーナの清算損失</p>	<p>第三セクターの子会社の経営状況の把握については、外郭団体の経営を評価</p>

今回、公共施設の維持を目的として、マリーナ事業が必要であるとの認識から7年間で8億円超の損失を第三セクターが負担したことの是非については、既に市議会等で議論が行われていることと推定されることからコメントを差し控える。

今回のように、第三セクターの子会社が損失を計上することは、第三セクターが損失負担を実施することを通じて、最終的に福岡市に損失を与えるリスクが存在する。

現行地方自治法では、直接支配の第三セクター等については、明文規定により議会への経営状況報告が義務づけられているが、このような第三セクターの子会社は外郭団体としては認識されておらず、定期的な報告等の制度は有していない。

現在、民間企業においては、連結決算開示制度の強化が図られ、企業の財政状態は、孫会社等の含めて開示される。本事案のように、いわゆる第三セクターの子会社が大幅な損失計上を行うことは、最終的に福岡市の財政にも影響を及ぼすこととなることから、このような間接的支配会社についても、福岡市において継続的に経営状況等を把握し、必要に応じて対策を打てる体制を構築することが有益ではないかと考える。

する「外郭団体経営評価システム」で経営状況をチェックできるようにすることとした。【措置済（H15.6.10通知）】